

騒音規制法に基づく規制基準

平成13年3月15日

茨木市長 山本 末男

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成13年4月1日から実施する。

時間の区分 区域の区分	朝 午前6時から 午前8時まで (単位 デシベル)	昼間 午前8時から 午後6時まで (単位 デシベル)	夕 午後6時から 午後9時まで (単位 デシベル)	夜間 午後9時から 翌日午前6時まで (単位 デシベル)
第一種区域	45	50	45	40
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55
第四種区域 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	60	55
その他の区域	65	70	65	60

備考

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日においては既に着工しているものを含む。）をいう。